

平成27年11月

第42回（平成28年度）

岩谷国際留学生奨学助成募集要項

岩谷国際留学生奨学助成は、岩谷産業株式会社からの寄附金および当財団の基本財産運用果実により実施するものであり、海外から来日している私費留学生で、将来わが国と親密な関係を保ち、親善・交流の実を期待しうる人材にその機会を提供し留学生生活を援助することにより、国際間の相互協力と理解を深め、双方の国民生活向上に寄与することを目的とします。

1. 応募資格

応募者は、学業成績が優秀であって、留学生生活上経済的援助を必要とし、次の全ての条件に該当する者。

- (1) 日本以外の国籍を有し、東アジア・東南アジアの国・地域（詳細は後述）から修学または研究のために来日している私費留学生
- (2) 大学院の修士課程および博士課程の在籍者、または入学決定者並びに博士課程3年終了者で博士学位取得のための継続在籍者
- (3) 自然科学系および関連する学際分野を専攻している者
- (4) 平成28年4月1日時点の年齢が修士課程は満30歳未満、博士課程は満35歳未満の者
- (5) 平成28年4月以降、他からの奨学金を受けない者
- (6) 年5回開催する奨学生例会（うち1回は2泊3日の研修旅行）に参加できる者
- (7) 奨学金支給終了後も当財団と通信等を継続する意志のある者
- (8) 国際交流と親善に貢献しうる者
- (9) 日本語で日常の会話ができる者

2. 助成の内容

(1) 採択者数と奨学金

採択者数は15人とし、奨学金は1人当月額15万円とする。
別途、学会発表のための旅費などを補助する。

(2) 支給期間

奨学金の支給期間は原則として1年とする。

(3) 奨学金の停止

次のような場合は奨学金を打ち切る。特に②および③の場合、次年度より奨学生の在籍校を応募対象から除外することがある。

- ①病気などの事由により、修学または研究を継続する見込みのない者
- ②素行不良、その他当財団の名誉を傷つけた者
- ③略歴、身上など本人の申告事項に虚偽の事実が判明した者
- ④2ヶ月以上音信がない者
- ⑤正当な理由なく例会を欠席した者

3. 応募方法

(1) 提出書類

応募者は次の書類を作成または用意して当財団宛に提出して下さい。
様式1～4の書類は、当財団ホームページからダウンロードできます。

- ①申込書（様式1）
- ②経歴書（様式2）
- ③身上書（様式3）
- ④研究計画書（様式4）
- ⑤在学証明書

入学予定の留学生は、当該大学の入学許可証または合格通知書
（コピー可）

⑥成績証明書

日本の大学および大学院の成績証明書（原本）、無い場合は母国のもの
（コピー可）

⑦指導教官の推薦状

推薦状を入れる封筒は「親展」とし、指導教官により封がされたもの

⑧健康診断書

平成27年4月以降の健康診断書（項目：胸部X線、血圧、視力、身長、
体重など）、または大学の保健センター等が発行する「健康診断証明書」

⑨写真（上半身近影：5×3.5cm）

裏面に記名し様式1に貼付して下さい。

⑩合否通知用返信封筒

定型封筒（235×105mm以内）に応募者の郵便番号、住所および氏名を記入し、82円切手を貼付したもの

※様式1～4記入上の注意

書類は日本語で記入して下さい。(但し、言語を指定した箇所を除く。)

<様式1>について

- ①様式1は、黒インク、または黒ボールペンを用い自筆で記入する。
- ②様式1の「他の奨学団体への応募状況」は、必ず記入する。
応募していない場合は、「無し」と記入する。

<様式2～4>について

- ① 様式2～4は、平成27年10月末現在の状況および内容を記入する。
- ②様式2～4は、パソコン入力ができる。

※提出書類準備上の注意

書類不備(各様式の記入不備、添付書類の不足・不備等)は、失格となりますのでご注意ください。

(2) 募集期間と締切日

- ①募集期間 : 平成27年12月1日(火)～平成27年12月20日(日)
- ②締切日 : 平成27年12月20日(日)(消印有効とします。)

(3) 提出先

提出先の住所等は後述の問合せ先を参照して下さい。
なお、提出された書類等は返却致しません。

4. 選考方法

選考は下記要領で行います。

- (1) 書類選考 : 第一次選考として書類上の審査を行う。
- (2) 面接選考 : 書類選考合格者に対して、2月中旬に面接選考を行う。
(言語は日本語)

5. 選考結果の通知

(1) 書類選考

書類選考の結果は、平成28年1月下旬に文書で通知する。

(2) 面接選考

面接選考の結果は、内定者、補欠者および不合格者とし、平成28年2月下旬に文書で通知する。

6. 通知

採否については、平成28年3月中旬に内定者、補欠者に対して、文書で通知する。

7. その他

(1) 対象の国・地域

東アジア・東南アジアの国・地域は、以下の範囲とする。(国・地域名は略称)

①東アジア：中国、韓国、モンゴル、台湾

②東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、
フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

(2) 専攻分野

自然科学系を中心とする専攻分野は、以下の範囲とする。

①工学、理学および農学の全般

②医学部の一部(分子病態学、公衆衛生学のみ)

③薬学部の一部(分子微生物学のみ)

(3) 問合せ先

公益財団法人 岩谷直治記念財団

住所：〒104-0028

東京都中央区八重洲2-4-11 八重洲h+ビル3階

電話：03-6225-2400

FAX：03-3231-7070

担当：常務理事・事務局長 小松征男 (koma-iku@iwatani.co.jp)

URL：<http://www.iwatani-foundation.or.jp/>

e-mail：information@iwatani-foundation.or.jp